

肝付町建設関連業務委託契約最低制限価格制度に関する要綱の一部改正（令和8年肝付町告示第46号）にかかる新旧対照表

| 新（R8.4.1～）  | 旧（～R8.3.31）   |
|---|---|
| <p>（最低制限価格の設定及び算出方法）</p> <p><u>第4条 最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）に、鹿児島県が定める建設関連業務委託に係る最低制限価格の算定基準等を勘案して、肝付町契約規則第12条第1項に規定する契約担当者が別に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、建設関連維持修繕業務委託についての最低制限価格は、同規則第12条第1項の規定に基づき、予定価格に100分の70を乗じて得た額以上として、前項の契約担当者が定める。</u></p> <p><u>3 前2項の規定により算定して得た額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げ、千円単位とする。</u></p> <p><u>4 最低制限価格は、入札執行者が決定するものとする。</u></p> | <p>（最低制限価格の設定及び算出方法）</p> <p><u>第4条 最低制限価格は、別表第1の業種区分欄に掲げるそれぞれの業務の種類ごとに、予定価格の算出基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税額加算した額を⑤及び⑥に掲げる割合を乗じて得た額をそれぞれ下限及び上限とし肝付町契約規則（平成17年7月1日規則第30号）第12条第1項に規定する契約担当者が定める。</u></p> <p><u>2 第1項各号に規定する業務を一括して発注する場合は、同項各号に定める業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額を合計した額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により難しいものについては、同項の規定にかかわらず、10分の6から10分の9の範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。</u></p> <p><u>4 前3号の額を適用する場合において、消費税及び地方消費税相当額を加算する前の額は、千円単位とし、千円未満の端数は切捨てる。</u></p> <p><u>5 最低制限価格は、入札執行者が決定するものとする。</u></p> |

【削除】

別表第1

| 業務区分                    | 業務種類                   |                      |                         |                         | 上限及び下限  |         |
|-------------------------|------------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|---------|---------|
|                         | ①                      | ②                    | ③                       | ④                       | ⑤(下限)   | ⑥(上限)   |
| 測量業務                    | 直接測量費の額                | 測量調査費の額              | 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額    | ＝                       | 10分の6   | 10分の8.2 |
| 建築関係建設コンサルタント業務         | 直接人件費の額                | 特別経費の額               | 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額   | 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額      | 10分の6   | 10分の8   |
| 土木関係建設コンサルタント業務         | 直接人件費の額                | 直接経費の額               | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額    | 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額 | 10分の6   | 10分の8   |
| 地質調査業務                  | 直接調査費の額                | 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額    | 3分の2    | 10分の8.5 |
| 補償関係コンサルタント業務           | 直接人件費の額                | 直接経費の額               | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額    | 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額 | 10分の6   | 10分の8   |
| 水道施設建設コンサルタント業務(管路・構造物) | 直接人件費の額                | 直接経費の額               | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額    | 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額 | 10分の6   | 10分の8   |
| (※1)建設関連維持修繕業務委託        | 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 | 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 | 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額    | 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額  | 10分の7.5 | 10分の9.2 |

(1) 積算体系が土木標準歩掛によらないものについての最低制限価格は、予定価格に70%を乗じて得た額以上とする。  
 (2) (※1)維持修繕業務委託とは、測量・建設コンサルタント等業務委託を除く、清掃、除草、伐採、剪定、補植、点検業務等をいう。